

県民合意のない最悪の民営化を許さず、市町村水道に拡大させないことを公営に戻すことを呼びかけます

二〇二一年十一月三日

命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ

共同代表 佐久間敬子
中嶋 信

宮城県の村井嘉浩知事は「コンセッション方式」で県営の上工下水道9事業を民営化しようとして、十一月十九日に大崎広域水道、仙南・仙塩広域水道についての許可を厚生労働大臣から取得しました。今後、メタウォーター、ヴェオリア・ジエネッツなど10社に

よる「みずむすびマネジメントみやぎ」と実施契約を結び、来年4月から民営化事業を開始しようとしています。

県民合意のない「最悪の民営化」を糾弾する

化の一形態であることは常識です。にもかかわらず、村井県政が「みやぎ型管理運営方式」（略称・みやぎ型）は「民営化ではない」と弁解しているのは、県民合意を無視した最悪の民営化を誤魔化そうとするものです。

宮城県は、民営化により料金の値上げ幅を抑えることができる

と説明してきましたが、「みずむすびマネジメントみやぎ」は、二

十年間で約九十億円の純利益

を生み出すとしています。「そん

なに利益があるのなら、県営を続

けて料金引き下げと設備・管路の

更新に活用すべきだ」という声が

広がったのは当然のことです。ま

た、実際に設備の運営とメンテナ

ンスにあたるのは、県と契約関係

はない「みずむすびサービスみや

ぎ」というヴェオリア・ジエネッ

ツの子会社であることが判明し

ました。「利益がヴェオリアの出

資者の配当に回され、国富の流出

になるのではないか」と疑問視す

る声は、与党議員からも挙がります。

「みずむすびマネジメントみやぎ」は事業の決定権を握り、公開できる情報でも当社の企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（情報開示規定第6条）があるとして、隠すことができる仕組みになっています。

水道民営化は、将来にわたって情報公開と住民自治を後退させるものになっています。

条例改正を行った二〇一九年十一月定例会でも、運営権設定を承認した二〇二二年六月定例会でも、県民の代表である宮城県議会に対して、判断に必要な十分な資料は提出されませんでした。

情報公開請求に対しても、計画の検討段階の資料も、審査に付された資料も、いたるところで肝心な個所が墨塗りで開示されました。民営化後には、事業経営の状況や水質などをモニタリングする

宮城県議会に運営権を設定する議案が提出された6月15日、アピール活動で議案の撤回を求める佐久間敬子代表=宮城県議会前で=



情報は、知事が任命した経営審査委員会に提出されます。しかし県議会に提出される資料は、そのすべてではなく、一部分に限られることになっています。

これは団体自治の後退です。

料金改定は、県議会の議決を必要としますが、十分な資料が提出されないので、県議会が不当な値上げの歯止めになれる保障はありません。

以上のように、民営化する理由は、もうなくなっています。「みやぎ型」とは、命の水と県民の共有財産を、民間の利益追及に差し出すものにすぎません。住民自治と団体自治を将来にわたって後退させるものについており、「最悪の民営化」として厳しく糾弾するものです。

県民への説明なしで、「蛇口からダムまでを一つにする」民営化に突き進むことは許されない

当ネットワークは、二〇一八年の水道法改定において、複数の市町村の水道事業を統合していく「広域連携」と、コンセッション方式で民営化する「官民連携」がセットで打ち出されたことについて、「特別の注意」が必要だと警鐘を鳴らしてきました。

た。それは、広域化した市町村の水道事業を民間が受託し、県営事業と設備・事業を「垂直統合」すれば、その民間事業者がダムから家庭の蛇口までを「社独占」にすることができるからです。

宮城県は、「みずむすびマネジメントみやぎ」に参加している企業である日水コンに委託して「水道広域化推進プラン」の策定を進めてきました。そして宮城県は、「みずむすびサービスみやぎ」に対して、「任意事業」という形式で、市町村の水道・下水道事業の委託を受けることを認めました。当ネットワークの指摘は、まさに現実のものになりました。

水道事業を民間にまわすことは許されないと表明する意欲を示しました。

しかし、この構想は、県民に説明されたことは一度もありません。当ネットワークは、知事の発言に強く抗議するとともに、市町村の水道事業にまで最悪の民営化を広げることは許されないと表明するものです。

「周回遡れの愚策」＝水道民営化に未来はない

大阪市は、老朽化した水道管の交換事業をコンセッション方式で進めようとしていましたが、九月に応募した事業者が2グループとも採算に見合わないとして辞退する事態が起きました。コンセッション方式の導入は、今のところろうとしています。

村井知事は、運営権の設定議案が可決される見通しが立つた六月二十八日の定例記者会見において、市町村の水道事業を連携・統合していく「広域化」と市町村水道を県の水道事業に統合していく垂直連携について、これまでになく立ち入って発言しました。

これまでになく立ち入って発言した。村井知事は、「みやぎ型と一緒にするとスケールメリットが出ますから……」（それに規模の小さい市町村の事業がくつつい

つにする）「垂直連携の方が：大きな効果が出るんじやないか」と強い意欲を示しました。

しかし、この構想は、県民に説明されたことは一度もありません。当ネットワークは、知事の発言に強く抗議するとともに、市町村の水道事業にまで最悪の民営化を広げることは許されないと表明するものです。

〇二一年に職員が激減して水道事業を判断できる力量のある人材が失われ、修繕の予算要求すら出されなくなっていましたこと、それらを招いた民間委託の拡大を告発しています。



水道の現場で働いている労働者と専門家からは、水道事業が抱えている課題を解決する方向として、公営を基本として公共セクター同士の公公連携と民間の活用を進める道、課題を住民に知らせて住民参加を進めるという、自治体力を発揮して解決をめざす方向が提案されています。

「みやぎ型」は、その真逆の道です。コンセッション方式という民営化では、持続可能な水道事業を維持することはできず、諸外国で経験した多数の失敗を繰り返すだけです。

「周回遡れの愚策」は直ちに止めて、公営に戻すべきです。そして公営を基本とした新しい公公連携の在り方の検討に着手すべきであることを付言するものです。

「みやぎ型」の導入は、和歌山市でおきたように、自治体の専門性と力量を後退させることが危惧されており、再検討すべきです。